政令

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十九号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

省令

○厚生労働省令第二十一号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十一条第一項第二号の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第二号中「自主解散型納付計画等の変更の承認」の下に「及び存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が自主解散型納付計画等の承認を受けた日から平成二十五年改正法附則第十三条第一項又は第二十二条第一項の規定により政府が当該事業主から当該自主解散型納付計画等に基づき徴収金を徴収する日までの間に当該事業主から当該自主解散型納付計画等の変更の承認の申請があった場合における当該申請の受理」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第九十七号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十七年三月七日から効力を生ずる。

平成二十七年二月十八日

法務大臣　上川　陽子

北海道古平郡古平町長

○農林水産省告示第三百五十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、ビューローベリタスジャパン株式会社が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十七年一月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

変更前の事業所の所在地	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東四丁目五番十七号
変更後の事業所の所在地	神奈川県横浜市中区山下町一　シルクビル二Ｆ

○農林水産省告示第三百五十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年十月二十日　第七十九号

二　登録認定機関の名称及び住所
一般社団法人日本削節検査・認証協会　東京都江東区東陽五丁目二十九番四十七号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
削りぶし及び煮干魚類

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都江東区東陽五丁目二十九番四十七号

○農林水産省告示第三百五十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

石川県笠島地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号から標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

石川県かほく市笠島

巳一番一　標柱一号
巳一番二　標柱二号
巳一番三　標柱三号
巳一番四　標柱四号
巳一番五　標柱五号
巳一番六　標柱六号
巳一番七　標柱七号
元菩提寺ル七二番四五番二　標柱八号
四〇番　標柱九号

○農林水産省告示第三百五十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

青森県駒木地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（既指定区域標柱二号（平成二十二年五月七日農林水産省告示第七百九号）から標柱四号（既指定区域標柱三号）までを順次結んだ線及び標柱四号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

青森県南津軽郡大鰐町大字長峰

字駒木沢二八二番五六　標柱一号
二八二番三〇　標柱二号
二八二番三五　標柱三号
二八二番七九　標柱四号

○農林水産省告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町野添（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字頂吉字上神田四〇三の三、四〇三の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅